

令和8年度熊本県旅行業法事務専門員募集案内

1 職　　名

熊本県旅行業法事務専門員

2 職務内容

- (1) 旅行業法に関する受付・登録業務
 - (2) 旅行業者からの問い合わせ対応
 - (3) 観光庁等通知に係る対応（照会回答、関係事業者への周知等）
 - (4) 旅行業・手配業・サービス業の台帳整理
 - (5) 旅行業者等立入検査補助業務
- （変更の範囲）雇入れ直後の従事すべき業務と同じ

3 採用予定人数

1人

4 勤務条件

- (1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職
- (2) 任用期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。
- (3) 勤務地：熊本県庁 観光振興課内（変更の範囲）変更なし
- (4) 勤務時間：9:00～17:15（週4日。原則、月曜日から木曜日）
※1ヶ月につき20日以内、1週間につき29時間以内
- (5) 休憩時間：12:00～13:00
- (6) 休日等：熊本県の休日を定める条例第1条に定める県の休日とする
- (7) 休暇等：年次有給休暇 あり（6ヶ月間継続勤務した場合）
※ その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（介護休暇等）あり
- (8) 報酬等：
 - ①報酬日額 8,976円～10,646円
 - ②通勤費用 実費相当額を支給
 - ③期末手当 6月期：最大1.2625月、12月期：最大1.2625月
 - ④勤勉手当 6月期：最大1.0625月、12月期：最大1.0625月

※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。（勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。）
- (9) 社会保険：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによる。
- (10) 公務災害等補償：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。
- (11) 条件付採用：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1ヶ月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1ヶ月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

(12) 地方公務員法の適用

- ：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・服務の宣誓
 - ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - ・信用失墜行為の禁止
 - ・秘密を守る義務
 - ・職務に専念する義務
 - ・政治的行為の制限
 - ・営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等

(13) 退職に関する事項

- ：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例による

5 受験資格

- (1) 法律を理解し、適切に業務を遂行する能力を有する方
- (2) パソコンにより、文書作成、電子メールの送受信ができる方
- (3) 表計算ソフト（エクセル）を使用し、図、表、グラフ等の作成、関数を使用することができる方

※ 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験の方法

個別面接による口述試験を実施します。

7 試験日程等

- (1) 日 時: 令和8年2月16日（月）
- (2) 合格発表: 令和8年2月17日（火）

8 応募方法等

(1) 申込方法

- ・応募者は、令和8年2月4日（水）正午までに、「採用試験申込書」を観光振興課観光創生班へ持参又は郵送してください。（ハローワークを通じて申し込む場合は、ハローワークの「紹介状」を添付してください。）
- ・持参の場合、受付時間は、平日 8:30～17:00 までです。
- ・郵送の場合、必ず特定記録郵便とし、封筒の表に「旅行業法事務専門員申込」と朱書きしてください。
- ・応募者が6名に達した場合は、上記期間内でも申込みを締め切ります。
- ・申込書に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真を貼ってください。
- ・申込書から受験票だけを切り取って、郵便はがきの裏に貼ってください。また、郵便はがきの表に住所、氏名及び郵便番号を記入してください。

(2) 受験票の交付

- ・受付期間終了後、郵送しますが、令和8年2月13日（金）正午までに届かないときは、至急、申込先まで問い合わせてください。

9 試験結果の開示について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることできません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

開示請求できる人	受験者本人
開示内容	総合得点及び総合順位
開示時期	合格発表の日から1カ月間
開示場所	熊本県観光文化部観光振興課（県庁本館7階） 午前8時30分から午後5時15分まで ※土曜日及び日祝日を除く。

【連絡先】 〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

観光文化部観光振興課観光創生班 電話：096-333-2332